

終身がん保険(08) 無配当



特長

がんに対する重点的な保障が得られます。

がんによる入院・手術・死亡を一生涯にわたり保障します。がん入院給付金の支払日数・がん手術給付金の支払回数に限度がないため、長期入院の際も安心です。

- がん給付*の責任開始期までには、死亡給付金の責任開始期からその日を含めて90日の待ち期間があります。

*がん給付とは、がん診断給付金・がん入院給付金・がん手術給付金・退院後療養給付金・がん死亡保険金をさします。

がん診断給付金は、入院給付金日額の100倍または0倍のいずれかをお選びいただけます。

診断給付金倍率100倍を選択された場合、がんと診断確定されたときに、入院給付金日額の100倍のがん診断給付金をお支払いします(お支払いは1回のみ)。

診断給付金倍率0倍を選択された場合、がん診断給付金の保障はありませんが、そのぶん保険料が割安になります。

退院後の療養についても保障が得られます。

がんで入院後、療養のために退院されたときは、退院後療養給付金をお支払いします。

がん以外で死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。

- この保障には90日の待ち期間はありません。

低解約返戻金特則を付加することにより、保険料が割安になります。

低解約返戻金特則を付加した場合、保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、そのぶん保険料が割安になります。

- 保険料払込期間が終身の場合、保険期間をとおして解約返戻金はありません。保険料払込期間が終身以外の場合、保険料払込期間の経過後に死亡給付金と同額の解約返戻金が発生します。

高度障害状態・身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

被保険者が病気・ケガにより所定の高度障害状態になられたときや、不慮の事故により事故日から180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

- この保障には90日の待ち期間はありません。

契約者貸付をご利用いただけます。

解約返戻金額の所定の範囲内で貸付を受けることができます。

- 低解約返戻金特則を付加した場合、契約者貸付はご利用できません。

仕組とご契約例

図はイメージです。

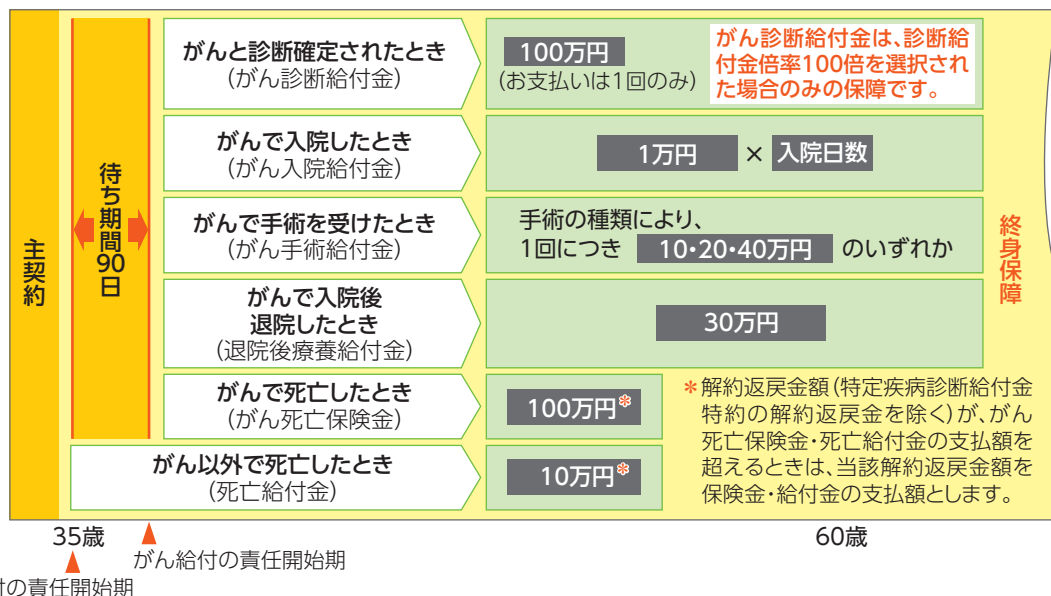
- 被保険者：35歳
- 診断給付金倍率：100倍
- 入院給付金日額：10,000円
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳まで
- 個別毎月払保険料

低解約返戻金特則なし

男性：9,580円
女性：7,530円

低解約返戻金特則あり

男性：6,880円
女性：5,590円



被保険者が、がん給付の責任開始期前にかんがんと診断確定されていた場合、ご契約者および被保険者がその事実を知っていたか否かにかかわらず、ご契約は無効となります。

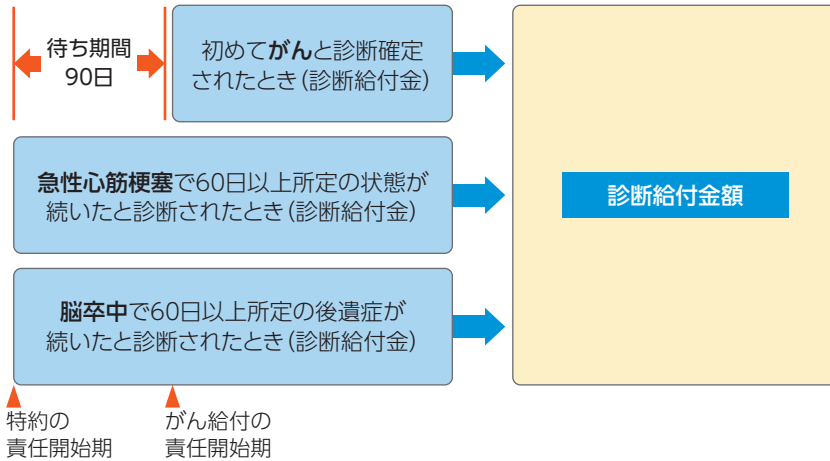
終身がん保険(08) **無配当** に付加できる特約

各特約の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- 各特約の給付金の受取人は、被保険者*です。
*保険契約者と主契約の死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者
- 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

特定疾病診断給付金特約(無配当) 診断給付金倍率100倍を選択された場合は付加できません。

特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になられたとき、一時金をお支払いする特約です。

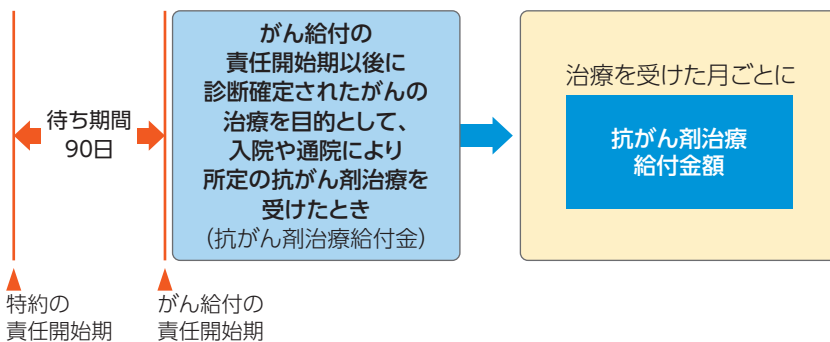


- ◆診断給付金をお支払いした場合、この特約は消滅します(診断給付金のお支払いは1回のみです)。
- ◆主契約に低解約返戻金特則を付加した場合はこの特約も低解約返戻金特則付となり、保険期間をとおして解約返戻金はなくなります。

! 被保険者が、がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されていた場合、ご契約者および被保険者がその事実を知っていたか否かにかかわらず、この特約は無効となります。

抗がん剤治療特約(無配当)

通院や入院による抗がん剤治療のための特約です。

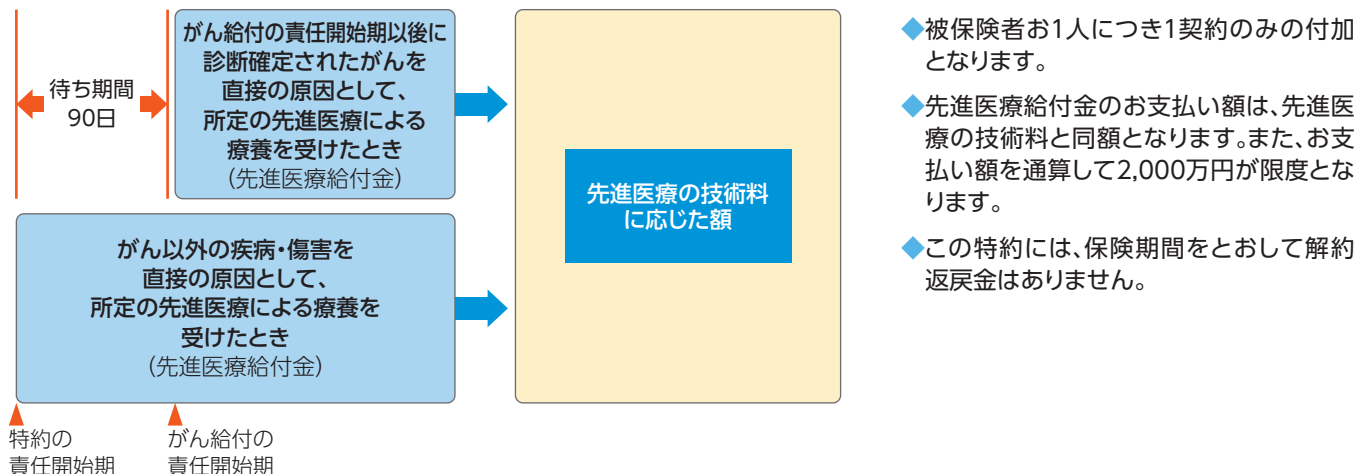


- ◆抗がん剤治療給付金は、支払事由に該当した日が属する月ごとにお支払いします。なお、お支払いする月数は通算して120か月が限度となります。
- ◆同月に支払事由に該当する複数の入院または通院をしたときは、その月の最初の入院日または通院日にのみ支払事由に該当したものとみなします。
- ◆抗がん剤治療給付金を支払った場合は、その後、同月に給付金の請求を受けてもお支払いしません(1か月に1回のお支払いとなります)。
- ◆この特約には、保険期間をとおして解約返戻金はありません。

! 被保険者が、がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されていた場合、ご契約者および被保険者がその事実を知っていたか否かにかかわらず、この特約は無効となります。

先進医療特約(無配当)

病気やケガを原因として、先進医療による療養を受けた場合に、その技術料に応じた給付金をお支払いする特約です。

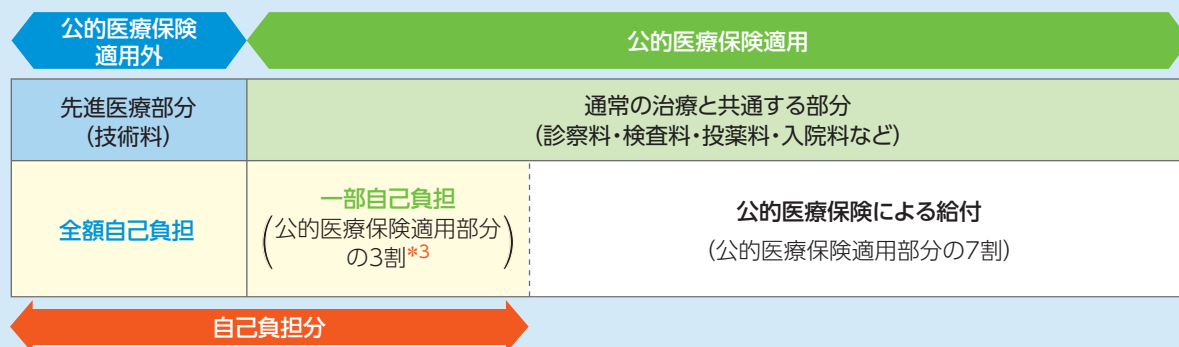


! 被保険者が、がん給付の責任開始期前にかんがんと診断確定されていた場合、ご契約者および被保険者がその事実を知っていたか否かにかかわらず、この特約は無効となります。

先進医療とは(2019年1月現在)

- ◆ 大学病院などで研究・開発された新しい治療法のうち、治療効果や安全性が確認され、将来的に公的医療保険の適用の可能性のあるものとして厚生労働大臣が定めた医療技術*1をいいます。
- ◆ 先進医療の技術料は、公的医療保険が適用されないため、全額自己負担*2となります。
- *1 保障の対象となる先進医療は、療養を受けた日において、厚生労働大臣の定める先進医療(適応症などの要件を含みます)に該当し、また厚生労働大臣の定める施設基準を満たした医療機関において行われるものに限られます。具体的な先進医療技術やその適応症(対象となる病気・ケガ・それら症状)および実施している医療機関については変更されることがあります。詳しくは、厚生労働省のホームページにてご確認ください。
- *2 技術料以外にかかる一般の医療費(診察料・検査料・投薬料・入院料など)は公的医療保険が適用されるため、患者の自己負担は軽減されます。

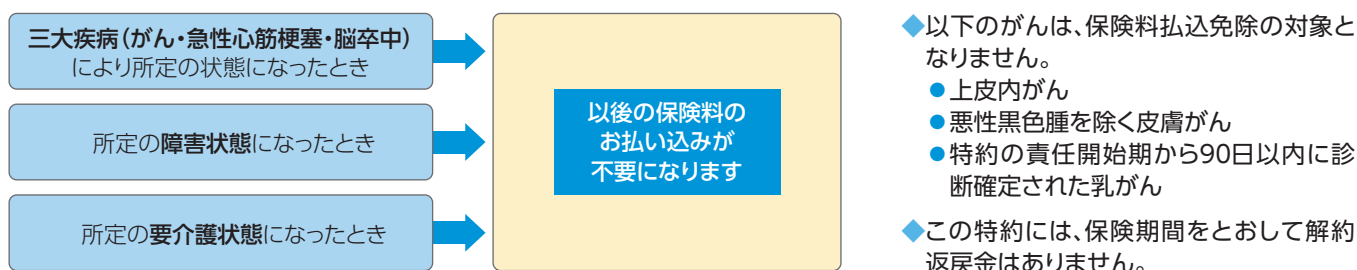
〈先進医療にかかる自己負担の仕組〉



- *3 公的医療保険適用部分に対する一部自己負担は、高額療養費制度が適用されます(高額療養費制度とは、暦月で医療機関等に支払った金額が年齢や所得によって決められる自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です)。なお、一部自己負担の割合は年齢や所得によって1割または2割となる場合があります。

保険料払込免除特約(無配当)

収入が減少するような状態になったときに医療保障を継続できるよう、保険料のお払い込みを不要にする特約です。





給付金・保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

給付金・保険金	お支払い事由	お支払い額	お受け取りになる人
がん診断給付金	がん給付の責任開始期以後に、初めてがんと診断確定されたとき 診断給付金倍率0倍を選択された場合、がん診断給付金はありません。	入院給付金日額×100 (お支払いは1回のみ)	被保険者 (保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)
がん入院給付金	がん給付の責任開始期前にかんがんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として入院したとき	入院給付金日額×入院日数	
がん手術給付金	がん給付の責任開始期前にかんがんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、入院給付金日額×10・20・40のいずれか	
退院後療養給付金*	がん入院給付金の支払事由に該当する入院をした後、療養するために退院したとき	入院給付金日額×30	
がん死亡保険金	がん給付の責任開始期前にかんがんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として死亡したとき	入院給付金日額×100	
死亡給付金	がん以外の事由によって死亡したとき	入院給付金日額×10	死亡保険金受取人

*退院日の翌日からその日を含めて60日以内に、死亡または再入院(がんの治療を直接の目的とした再入院)をした場合、支払額は以下のようになります(この金額を超える退院後療養給付金を支払済の場合は、次にお支払いする給付金・保険金から差し引きます)。

退院日の翌日からその日を含めて死亡日または再入院日の前日までの日数×入院給付金日額の50%



ご契約に際して

契約年齢の範囲

◆0歳～75歳

●契約年齢および性別によって保険料払込期間やがん診断給付金の給付金倍率、および低解約返戻金特則の付加の可否が異なります。

取扱給付金額

◆入院給付金日額:5,000円～60,000円

保障の対象となる手術と給付倍率表

手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術	40
2. 悪性新生物温熱療法 (施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	10
3. その他の悪性新生物手術	20
4. 悪性新生物根治放射線照射 (悪性新生物の治療を目的とした50グレイ以上の照射で 施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする)	10

保険料払込方法

◆年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

●先進医療特約については、主契約の保険料払込期間経過後、保険料を原則として年払(個別扱)でお支払い込みいただけます。

保険料の自動振替貸付

◆保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたときは、解約返戻金額の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立て替えします。

- 低解約返戻金特則を付加した場合は、ご利用できません。
- 主契約の保険料の払込期間経過後は、ご利用できません。
- あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合は適用されません。

先進医療特約・抗がん剤治療特約の自動更新

◆先進医療特約・抗がん剤治療特約の保険期間が満了したとき、所定の要件を満たせば、告知や医師の診査なしで自動的に更新できます。

- 被保険者が80歳(保険料払込免除特約を付加している場合は70歳)になるまで更新できます。
- 更新後の保険料は、更新時の年齢・保険料率によって計算します。
- 更新可能なご契約については、事前に当社よりお知らせします。保険期間満了日の2週間前までに継続しない旨をご通知いただいた場合は、自動更新いたしません。

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ www.sonymife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。